

複合機賃貸借仕様書

1 業務番号

市民物件第5号

2 業務名

複合機賃貸借業務

3 台数

4台

4 機器構成

別紙『複合機賃貸借 機器構成表』を参照

5 月間使用予定枚数

たつの市市民生活部市民課 500枚

たつの市新宮総合支所地域振興課 200枚

たつの市揖保川総合支所地域振興課 200枚

たつの市御津総合支所地域振興課 200枚

※上記枚数はあくまでも予定数量であり、実際の使用枚数は変動し、当該数量を保証するものではありません。

6 賃貸借期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで

7 契約方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

※この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

8 設置場所

たつの市市民生活部市民課（たつの市龍野町富永地内）

たつの市新宮総合支所地域振興課（たつの市新宮町宮内地内）

たつの市揖保川総合支所地域振興課（たつの市揖保川町正條地内）

たつの市御津総合支所地域振興課（たつの市御津町苧屋地内）

9 その他

受注者が責任をもって納入期限までに設置場所へ搬入するものとする。ただし、発注者の了解を得た上で、臨時的に代用機器を置くことができるものとし、その設置・撤去等に掛かる費用は本契約に含まれるものとする。

また、賃貸借期間中に本契約機器が故障による修理等のため、長期にわたり使用不能となったときも同様とする。